

## 非常変災における対応について

台風等の非常変災に伴う児童への対応につきまして、下記のとおりといたしますのでお知らせします。  
なお、気象状況等により災害発生の恐れのある場合は、気象情報や防災上の注意事項に関する報道に十分ご注意いただき、児童の安全確保の徹底にご配慮くださるようお願いいたします。

### 記

## 草津市に、午前7時現在で特別警報や暴風警報が発令中の場合は臨時休業となります

※教育委員会からのテロップ〔テレビ画面に出る文字〕による「臨時休業」の指示は出ませんのでご注意ください。

※「大雨・洪水・大雪」に関する警報が発令されても臨時休業とはなりません。「暴風警報と大雨警報」「暴風警報と洪水警報」等のように、『暴風』を含む警報が発令された場合のみ「臨時休業」となりますのでご注意ください。

※登校後、特別警報や暴風警報が発令された場合には、  
**授業時間の短縮措置をとり、**  
教職員引率のもとに下校を行います。

※「避難準備勧告」「避難勧告・指示」が発令された場合は、保護者のお迎えをお願いすることがあります。（草津市内の学童保育は閉鎖となります。）

### ○その他、局地的な集中豪雨や雷等の特別な場合

暴風警報や特別警報が発令されていないとき、また、警報が解除された場合でも、急な豪雨や雷などにより、通学路等の状況から災害を未然に防止する意味において、学校長の判断により次の措置をとる場合があります。

①臨時休業とする。

②授業時間の短縮をする。※登校後、教職員引率のもとに下校を行います。

③登校〔下校〕を遅らせる。学校待機をさせる。

※下校を急がれる場合は、お迎えいただく等ご協力ください。

※気象警報等を基準に判断ができないような緊迫事態（集団風邪等による学級閉鎖や非常変災など）により上記の処置をとった場合などは、必要に応じてメールサービスにてお知らせします。（電話連絡を登録されている方には電話で連絡しますが、速やかな情報伝達のため、メールサービスをご利用ください。）

※メールサービスに昨年度登録されていた方も改めて登録が必要です。詳細は4月11日付でお配りした案内をご覧ください。

※局地的な集中豪雨や雷等の特別な場合は、児童の安全を第一に考えていただき、各地域で判断して登校時間を遅らせたり自宅待機をさせたりしていただくことがあります。そのときは、その旨を学校にお知らせください。

※地震時の対応につきましては老上小学校ホームページをご覧ください。

裏面もあります